



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 25, 2022年7月～8月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022年7月～8月）

内容

A: EIOPA、差別的なプライシングの実務に関する監督上のステートメント案を公表（7月11日）3
B: FSB、暗号資産の規制・監督に関するステートメントを発出（7月11日）4
C: 加 OSFI、テクノロジーおよびサイバー・リスク管理に関するガイドラインを公表（7月13日）5
D: FSB、気候変動にかかるプログレス・レポートを公表（7月14日）6
E: EIOPA、顧客のサステナビリティ選好に関するガイダンスを最終化（7月20日）7
F: 英 PRA、重要なサードパーティの監督アプローチ案を公表（7月21日）9
G: 豪 APRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる新たな規制案を公表（7月28日）11
H: EIOPA、2022年上半期のリスク・ダッシュボードを公表（8月1日）13
I: EIOPA、ORSAにおける気候変動リスクの分析に関するガイダンスを公表（8月2日）14
J: 星 MAS、サードパーティ・リスク管理にかかる監督上の期待を表明（8月5日）15

A: EIOPA、差別的なプライシングの実務に関する監督上のステートメント案を公表（7月11日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、10月7日を期限として、「差別的なプライシングの実務（differential pricing practices）に関する監督上のステートメント（案）」を市中協議に付した。同ステートメントは、保険会社に対して、消費者の行動や特性に応じて保険料に調整を加える場合には、強固なガバナンスを構築することを求めている。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • リスクベースの保険数理的な料率（期待支払保険金）やサービス・コストに対応する調整（コミッション等）に加え、いくつかの保険商品の設計者は、消費者のリスク・プロファイルやサービス・コストに関連しない手法を用いて保険料を調整している。また、競合他社が提示する料率に調整を加えることも行われている。 • そうしたプライシングの手法（差別的なプライシングの実務：differential pricing practices）は、保険セクターにおいて目新しいものではない。他方で、人工知能（AI）やビッグ・データなどの技術の進展は、保険会社が保険料を消費者の行動や特性に応じて調整することをより一層可能なものとしており、その結果、消費者の利益に反することとなる懸念が生じている。
監督上のステートメントの範囲と目的	<ul style="list-style-type: none"> • 「差別的なプライシングの実務」とは、同じリスクとサービス・コストを有する消費者が、同一の保険商品について、リスクもしくはサービス・コスト以外の理由で異なる保険料を請求されるようなプライシングの手法を言う。 • 本監督上のステートメントは、個人消費者に提供される保険商品を設計する保険会社および仲介者（商品設計者）の活動を対象とするもの。保険料の決定に何ら影響を及ぼさない保険仲介者の活動も、そのようなプライシングの実務を認識している程度において対象となる。 • 焦点は、保険料や保険料の上昇それ自体ではなく、差別的なプライシングの実務から生じる帰結や、保険商品の設計者が保険料を決定するためのプロセスに置かれる。
監督上の期待	<ul style="list-style-type: none"> • 商品の承認プロセス <ul style="list-style-type: none"> - 保険商品の設計者は、商品設計や承認プロセスにおいて消費者の利益が勘案されることを確保する承認プロセスを設けるべき。 - 差別的なプライシングの実務に依拠する商品設計の最終的な承認は、組織内の十分に高い階層において行われるべき。 - 差別的なプライシングの実務から生じ得るコンダクト・リスクの主要なドライバーを特定し、防止し、軽減することを確保するために適切な施策を講じるべき。そのような施策は、商品開発および商品テストのプロセスの一環として定義されるべき。 • ターゲット市場 <ul style="list-style-type: none"> - 特定の商品にかかる差別的なプライシングのターゲット市場との適合性を評価する際、商品設計のプロセスは、ターゲット市場の目的、関心および特徴が考慮されていることを確保すべき。 - その評価においては、消費者は差別的なプライシングの実務の存在を知らない可能性が

	<p>あること、また、保険商品の設計者が個々の消費者レベルで保険を乗り換える消費者の傾向や価格弾力性を決定する能力は、消費者に対して情報優位に立つことを可能にするものであることを考慮に入れるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 商品テスト <ul style="list-style-type: none"> - 商品テストのプロセスは、プライシングのプロセスや手順が十分に顧客本位であり、また、同一のターゲット市場における消費者間およびターゲット市場と保険商品の設計者との間の利益のバランスを確保するものであるべき。 - プロセスや手順は、商品テストの手法が、初年度のみならず更新時においてもターゲット市場のニーズ、目的および特徴に沿ったものであることを十分に勘案していることを確保するものであるべき。 • 商品モニタリングとレビュー <ul style="list-style-type: none"> - 保険商品の設計者のプロセスと手順は、差別的なプライシングの実務に依拠している保険商品が継続的にモニターされることを確保すべき。 • 文書化 <ul style="list-style-type: none"> - 商品が消費者に不利な影響を与えないことを確保するために設けられているプロセスや手順は、適切な記録を通じて、明確に構築され、文書化されるべき。 • 募集チャネル <ul style="list-style-type: none"> - 保険商品の設計者は、商品の監視とガバナンス（POG）の一環として、更新時のプライシングや差別的なプライシングの実務の存在を含む、商品に関する十分な情報を募集人に提供すべき。 - 差別的なプライシングの実務に依拠している保険商品についてアドバイスを提供する、もしくは、それらの商品を販売する際、保険募集人は、更新や保険料の上昇に関する公正で透明な情報を提供すべき。
--	---

インプリケーション：欧州の監督当局は、顧客本位の業務運営を確保するため、保険料の設定にかかるガバナンスの強化を求めている。日本では、保険監督指針において、商品開発に係る内部管理態勢にかかる監督上の着眼点が示されているところ、本ステートメント案が指摘しているように、AIやビッグ・データなどの技術の進展が差別的なプライシングの実務を加速させ得ることも考えられることから、保険会社には保険商品の開発にかかるガバナンスをより一層強化することが求められることとなる。

（出所） EIOPA ‘EIOPA seeks input on supervisory statement on differential pricing practices’

B: FSB、暗号資産の規制・監督に関するステートメントを発出（7月11日）

- 金融安定理事会（FSB）は、暗号資産の活動の国際的な規制および監督に関するステートメントを発出し、暗号資産に対する規制の強化の必要性を強調した。主な内容は以下のとおり。
 - 暗号資産（いわゆるステーブルコインを含む。）市場における昨今の混乱は、その本質的なボラティリティ、構造上の脆弱性、および、伝統的な金融システムとの増大する相互関連性を示している。

- 暗号資産とその市場は、国内および国際的なレベルにおいて、リスクに整合した、効果的な規制と監督に服さなければならない。効果的な規制の枠組みは、伝統的な金融活動と類似するリスクをもたらす暗号資産の活動が、同じ規制上の帰結に服することを確保するものでなければならない。
- ステーブルコインは、広く利用される支払いの手段として採択される、もしくは、金融システムにおいて重要な役割を果たす場合には、厳格な規制および監督に服さなければならない。
- 暗号資産サービスのプロバイダは、事業を営む国における現行の法律上の義務を常に遵守しなければならない。それには、暗号資産に特化した規制だけでなく、適用可能な一般的な規制を含む。
- FSBは、暗号資産が厳格な規制および監督に服することを確保するための作業を行っているところであり、本年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に対して、ステーブルコインその他の暗号資産に対する規制および監督上のアプローチについて報告する。

インプリケーション：暗号資産の規制の強化が国際的な潮流となっている。FSBがG20財務大臣・中央銀行総裁に対して発出した7月11日付のレターでは、Covid-19対応モードからのエグジットとその後遺症（scarring effects）への対応、および、気候ロードマップと並ぶ課題として暗号資産の規制をとり上げている。証券監督者国際機構（IOSCO）は2022年7月、「2022～2023年暗号資産ロードマップ」を公表し、その中で、暗号資産にかかる市場の清廉性と投資家の保護に関連する事項に焦点をあてることを明確にしている。保険との関連では、欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「暗号資産が保険セクターに与える影響をモニタリングしていく」と述べるとともに、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督局（ESMA）とともに、暗号資産のリスクについて警告するレポート¹を公表している。今後の議論の進展は注目に値する。

（出所）FSB ‘FSB Statement on International Regulation and Supervision of Crypto-asset Activities’

C: 加 OSFI、テクノロジーおよびサイバー・リスク管理に関するガイドラインを公表（7月13日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、「テクノロジーおよびサイバー・リスク管理に関するガイドラインを策定した。主な内容は以下のとおり。

<p>定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> • テクノロジー・リスク（サイバー・リスクを含む。）は、ビジネス・ニーズを満たし、サポートする情報テクノロジー資産の不適切さ、混乱、破壊、失敗、許可の無いアクセスによって生じる被害、改ざん、もしくは、悪意のある利用から生じるもので、財務上の損失および（もしくは）風評被害につながり得るリスクを言う。 • テクノロジー資産とは、保護を必要とし、また、テクノロジー・サービスの提供をサポートする、有形（ハードウェアやインフラストラクチャ）および無形（ソフトウェア、データ、情報）の資産を言う。 • テクノロジーは情報技術（IT）を含む、サイバーは情報セキュリティを含む、広い意味で用いられる。
<p>ガバナンスとリスク管理に関する主な原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上級経営陣は、テクノロジーおよびサイバー・リスクの管理責任を、上級職員に割り当て、また、それらのリスクを管理するための適切な組織形態と十分なリソースが整備されていることを確保すべき。（原則1） • 金融機関は、戦略的なテクノロジーおよびサイバー計画を定義し、文書化し、承認し、実践すべき。そうした計画は、事業戦略と整合しており、測定可能なゴールや目標を設定しており、

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 21, 2022年3月～4月）」記事Bを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202204_ins_regulation.pdf

	<p>また、環境の変化に応じて進化するものであるべき。(原則2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、テクノロジーおよびサイバー・リスク管理の枠組みを構築すべき。その枠組みは、両リスクについてリスク・アペタイトを定め、また、それらのリスクを特定し、評価し、管理し、モニターし、報告するためのプロセスや要件を定義すべき。(原則3)
テクノロジーのオペレーションとレジリエンスに関する主な原則	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、ソリューションがビジネス、テクノロジーおよびセキュリティ要件に組み込まれていることを確保するための補助的なプロセスを有する、テクノロジー・アーキテクチャ枠組みを実践すべき。(原則4) 金融機関は、ビジネス・プロセスもしくは機能をサポートするすべてのテクノロジー資産のアップデートされたリストを有するべき。(原則5) 金融機関は、混乱中もテクノロジー・サービスが予想通りに稼働することを確認するため、災害復旧能力に関するシナリオ・テストを実施すべき。(原則13)
サイバー・セキュリティに関する主な原則	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、外部および内部の脅威者によって利用され得るサイバー・セキュリティの脆弱性を特定し、評価するための、広範な実務、能力、プロセスおよびツールを保有する。(原則14) 金融機関は、テクノロジー資産を保護するため、複層で予防的なサイバー・セキュリティ統制および施策を設計し、実践すべき。(原則15)

インプリケーション：金融機関におけるテクノロジーおよびサイバー・リスクの管理の重要性が益々高まっていることを示唆するガイドラインである。「テクノロジーのオペレーションとレジリエンス」について、上に記載したものに加え、テクノロジー・プロジェクトの管理、システム開発のライフサイクル、変更とリリース管理、パッチ管理、インシデントおよび問題管理、テクノロジー・サービス管理およびモニタリング等、技術的な事項についても原則を示している点は注目に値する。

(出所) OSFI ‘OSFI releases new guideline for technology and cyber risk, balancing innovation with risk management’

D: FSB、気候変動にかかるプログレス・レポートを公表（7月14日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「気候変動の財務リスクに対応するためのFSBロードマップ：2022年プログレス・レポート」を公表した。同レポートは、FSBが2021年7月に公表したロードマップ²の進捗状況をまとめたもの。主な内容は以下のとおり。

企業レベルでの開示	<ul style="list-style-type: none"> 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2つの公開草案を公表した。グローバル・マーケットが気候関連のリスクと機会に関する一貫した、比較可能で、意思決定に有用な開示を求めているため、グローバルのベースラインとなる気候報告基準をタイムリーに最終化することが重要である。 開示指標（Scope 1～3のGHG排出量を含む。）の標準化の進展は、データの比較可能性と質の向上につながり得る。進捗度を測るための移行計画や異なる気候シナリオが企業の事業戦略に与える影響の開示は、レジリエンスの評価に役立ち得る。 ISSBの基準の最終化、証券監督者国際機構（IOSCO）による同基準の採択、および、各国によるそれらの実施は、開示にかかる優先事項である。
-----------	---

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 12, 2021年6月～7月）」記事」を参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107_ins_regulation.pdf

	<ul style="list-style-type: none"> グローバルのベースライン報告基準に加え、開示の信頼性を高めるため、グローバルなアシュアランス基準の重要性に対する認識が高まっている。国際監査・保証基準審議会（IAASB）や国際会計士倫理基準審議会（IESBA）を巻き込み、新たなサステナビリティ・アシュアランス、倫理および独立性基準を開発することは、今後取り組むべき重要な分野である。
データ	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のデータの利用可能性とクロスボーダーでの比較可能性の改善に関する作業は継続中。優先課題は、現実的な気候のターゲットに支えられたフォワードルッキングな指標を含む、財務リスク（金融安定の分析や監督上の報告等）のための共通の指標の開発の統合を進めること。一貫したフォームのデータに対するオープン・アクセスを提供するデータ・レポジトリを構築することが重要である。 経済協力開発機構（OECD）は、信頼性のある企業の移行計画の策定に関するガイダンスを策定中であり、また、ネットゼロ経済に向けた個社レベルの移行計画と気候のコミットメントに関する情報を統合し、標準化するためのグローバルなオープン・データ・プラットフォームの構築を目的として、One Planet Data Hubを立ち上げたところ。
脆弱性分析	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で利用可能なツールを利用した継続的なモニタリング、概念フレームワークの開発、および、シナリオ分析の高度化の3つについて作業が進展している。気候シナリオの作業は、フォワードルッキングな指標の開発と協調する必要がある。
規制・監督の実務とツール	<ul style="list-style-type: none"> 基準設定主体や国際機関等において、様々な取組みが行われている。金融当局は、気候シナリオ分析やストレス・テストの実施などを通じて、気候関連のリスクの監督を全体的な監督の枠組みに取り込むよう取組みを継続すべきである。

インプリケーション：サステナビリティ・アシュアランス、倫理および独立性にかかる国際的な基準の開発の必要性および重要性に言及している点は注目に値する。実効的なアシュアランスの枠組みが構築されることが期待される。

（出所）FSB ‘FSB Roadmap for Addressing Financial Risks from Climate Change: 2022 progress report’

E: EIOPA、顧客のサステナビリティ選好に関するガイダンスを最終化（7月20日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「保険募集指令（IDD）の下での適合性評価におけるサステナビリティ選好の統合に関するガイダンス」を公表した。EIOPAは2022年5月、サステナビリティ選好に関するガイドライン（案）を市中協議に付していた³ところ、「より簡潔で、ユーザーフレンドリーな文書」を求める意見が多く寄せられたことから、ガイダンスとして最終化するに至った。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

背景および目的	<ul style="list-style-type: none"> 2022年8月2日に施行される新規則（委任規則2021/1257）は、個人投資家がサステナブルに投資や貯蓄を行うことを確保し、また、持続可能な開発目標（SDGs）と整合した、低炭素で、よりサステナブルで、資源効率的で、循環的な経済への移行への参加を促すことを目的としている。同規則は、「（潜在的な）顧客に対する（保険ベースの投資商品（IBIPs）にかかる）提案は、顧客が示す財務目的およびサステナビリティ選好の両方を反映すべきである。」と述べている。
---------	---

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 22, 2022年4月～5月）」記事Eを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202205_ins_regulation.pdf

	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドスは、監督当局、ならびに、保険会社および保険仲介者に対して、IDDが求める適合性評価における顧客のサステナビリティ選好の評価に関する示唆（indications）を提供することを目的とするもの。
ガイドンス1	<ul style="list-style-type: none"> 「サステナビリティ選好」の概念、および、特定の商品が（どの程度）顧客の投資に含まれるべきかに関する選択それぞれについて、顧客が正しく理解することを確保する。
ガイドンス2	<ul style="list-style-type: none"> 適合性評価の目的のため、保険会社および保険仲介者が投資目的に関する情報を収集する中でサステナビリティ選好に関する情報を入手することが重要である。サステナビリティ選好に関する情報は、投資目的に関する情報の収集における最後の要素として収集され得るが、その場合、情報収集のより早期の段階で顧客が自らの意思で自身のサステナビリティ選好を持ち出すことを妨げるべきでない。 情報は、顧客のサステナビリティ選好が提案するIBIPのサステナビリティ関連の特性に適したものとなるよう、十分な粒度であるべきである。また、①環境的にサステナブルな資産に最低限の割合が投資されるIBIP、②環境もしくは社会目的に貢献するサステナブルな資産に最低限の割合が投資されるIBIP、③サステナビリティ要素への主たる悪影響を勘案しているIBIP、の3つの組み合わせを提供することができるべきである。 顧客の回答に影響を与えないよう、プロセスを通じて、保険会社および保険仲介者が、中立的で偏向の無いアプローチを採択することが重要である。
ガイドンス3	<ul style="list-style-type: none"> 既存の顧客について適合性評価をすでに実施済みの場合、保険仲介者および保険会社は、顧客のサステナビリティ選好を特定するため、次回の適合性評価の定期的なアップデートの機会を利用すべき。
ガイドンス4	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社のウェブサイトで開示される情報に加え、契約の締結前に開示することを要するサステナビリティ情報が、提案する商品が顧客のサステナビリティ選好に合致していることを評価するために用いられることが重要である。
ガイドンス5	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の知識および経験、財務の状況ならびにその他の投資目的について適合性が評価された後、サステナビリティ選好を勘案することが重要である。保険会社および保険仲介者が、サステナビリティ選好を適応させる（変更する）よう顧客にプレッシャーを与えないことは特に重要である。 顧客がその選好を適応させる（変更する）こととした場合、保険会社もしくは保険仲介者は、例えば、顧客が示した選好に最も近いサステナビリティ選好を持つ市場で購入可能な、もしくは、保険会社や保険仲介者がアドバイスを提供できる商品に関する情報を顧客に開示し得る。 商品が顧客の最初のサステナビリティ選好を満たさない場合、保険会社もしくは保険仲介者は、顧客が自身の選好を適応させる（変更する）場合を除き、それらの選好に適合しない商品を提案すべきでない。
ガイドンス6	<ul style="list-style-type: none"> 顧客がそのサステナビリティ選好を適応させた（変更した）場合、その旨を記録することが求められる。

ガイドンス7	<ul style="list-style-type: none"> IBIPsを販売する保険会社および保険仲介者の職員は、顧客のサステナビリティ選好を評価するための基本的な知識と能力を有する必要がある。 環境あるいは社会の特性を促す、もしくは、サステナブルな投資目的を有するIBIPsを販売する保険会社および保険仲介者の職員は、取り扱う商品の特性に従い、より詳しい知識と能力を有するべきである。
--------	--

インプリケーション： 保険会社および保険仲介者は、保険ベースの投資商品（IBIPs）を販売する際、適合性に加えて顧客のサステナビリティ選好を確認することが求められる。日本において同様の規制が導入されるか否かを現時点で判断することは難しいものの、例えば、環境に配慮していることを明示的に示した保険商品を販売している場合、もしくは、そのような保険商品を販売しようとする場合には、少なくとも、サステナビリティに関する十分な知識、および、商品の特性を顧客に適切に説明できる能力を保険募集人が有していることを確保することが必要となる。

（出所） EIOPA ‘EIOPA publishes guidance on integrating the customer’s sustainability preferences in the suitability assessment under the IDD’

F: 英 PRA、重要なサードパーティの監督アプローチ案を公表（7月21日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、12月23日を期限として、「オペレーショナル・レジリエンス：英国の金融セクターにとって重要なサードパーティ」と題するディスカッション・ペーパー（DP）を市中協議に付した。同DPは、重要なサードパーティに対する新たな監督アプローチを示している。主な内容は以下のとおり。

定義	<ul style="list-style-type: none"> 「サードパーティ」とは、1以上の金融機関もしくは金融市場インフラストラクチャー機関（financial market infrastructure firms: FMIs）に対してサービスを提供する者を言う。（FMIsには、証券集中保管機構（CSDs）や中央清算機関（CCPs）を含む。） 「重要なサードパーティ（critical third party: CTP）」とは、財務省が金融サービス市場（FSM）法案によって付与される権限を用いて「重要である」と指定するサードパーティを言う。金融機関やFMIs（以下、「金融機関」）に対してサービスの提供が行われず、もしくは、中断されることとなると、英国の金融システムの安定性やそれに対する信頼を損ない得る場合、当該サービスを提供する者は「重要である」と考えられる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、クラウド・サービス・プロバイダ（CSPs）やデータ・アナリティクスなどの情報コミュニケーション技術（ICT）にかかる機能やサービスについて、サードパーティへの依存度を高めている。サードパーティの利用にはベネフィットもある一方、例えば、重要なサービスの提供が中断することとなれば、個々の金融機関のみならず、金融システムの安定に影響を及ぼし得るというリスクもある。 個々の金融機関にそれぞれのオペレーショナル・レジリエンスの確保を求めるという現行の金融規制および監督の枠組みは、CTPsによってもたらされ得るシステムック・リスクを管理する上で、例えば、同一のサードパーティから複数の金融機関に提供されるサービスの集中から生じるリスクを個々の金融機関が適切にモニターし、管理することができないなど、一定の限界がある。
新たな監督上の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> CTPsに対する監督当局の新たな施策は、①潜在的なCTPsを特定する枠組み、②CTPsに対するレジリエンス基準の策定、③CTPsのレジリエンス・テスト、の3つ。

<p>潜在的なCTPsの特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財務省は、CTPを指定する際、①マテリアリティ（英国の経済や金融安定にとって重要な金融機関の活動、サービスもしくはオペレーションにサードパーティが提供するサービスの重要性）、②集中（サードパーティがサービスを提供する金融機関の数と種類）、の2つの基準を勘案する。 監督当局が潜在的なCTPsを特定し、財務省にCTPとしての指定を求める際、監督当局は、①サードパーティが金融機関に対して提供するサービスの重要性、②サードパーティが金融機関に対して提供するサービスの集中度、③サードパーティが金融機関に対する重要なサービスの提供を停止もしくは中断した場合の潜在的な影響、を勘案する。
<p>最低限のレジリエンス基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定：CTPは、金融機関に提供するサービスのうち、その提供の中断がシステム的な影響を生じさせ得るすべての重要なサービスを特定し、文書化する。 マッピング：CTPは、重要なサービスの提供に必要な人、プロセス、技術、設備および情報（以下、「リソース」）を特定し、文書化する。CTPのサービスが複雑なサプライ・チェーンに依存している場合、サプライ・チェーンにおける重要な者（上位〇社など）を特定する。 リスク管理：CTPは、そのサプライ・チェーンについて、重要なサービスに対するリスクを特定し、適切な統制を構築する。リスクには、サイバー・リスク、環境リスク、事業の継続性に対するリスク、地政学リスク、法的小および風評リスク、社員やサプライ・チェーンがもたらす「内部リスク」が含まれる。 テスト：CTPは、監督当局が実施するテストへの参加や自己テストの実施を通じて、重要なサービスのレジリエンスを定期的にテストする。テストには、シナリオ・テスト、金融セクター全体のテスト、サイバー・レジリエンス・テストを含む。 監督当局との関係：CTPは、監督当局に対し、例えば、重要なインシデントなど、監督当局が期待する情報を積極的かつ迅速に開示する。 金融セクター継続性プレイブック：CTPは、潜在的なシステム・リスクに対応するための施策を設け、それらを「金融セクター継続性プレイブック」として文書化し、定期的にアップデートするとともに、監督当局に提出し、また、適切な範囲で、それらの施策をテストする。 インシデント発生後のコミュニケーション：CTPは、重要なインシデントが生じた際に備え、金融機関や監督当局とやりとりするためのコミュニケーション計画を策定する。
<p>監督当局の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> FSM法案は、監督当局に対し、以下のものを含む新たな権限を付与することを提案している。 <ul style="list-style-type: none"> CTPに対して特定の行動をとることを求める指示 CTPの関連する要件の遵守状況に関する報告を提出するための精通者の任命 CTPが適用される要件に違反した場合、その違反に関するステートメントを公表する、金融機関へのサービス提供に条件を付す、金融機関へのサービス提供を禁止する

インプリケーション：今般公表された監督アプローチは、システム上重要な金融機関（SIFIs）の非金融機関版であると言える。システム上重要なクラウド・サービス・プロバイダ等のサービス提供者を特定し、明示的に監督下に置くことで、より直接的な監督を行うことが可能となるものと考えられる。他方で、監督当局のリソースが手当される必要があるほか、クロスボーダーでの監督当局間の連携が十分に行われることをどのように確保するかといった点も重要な検討のテーマとなる。

（出所） PRA ‘DP3/22 – Operational resilience: Critical third parties to the UK financial sector’

G: 豪 APRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる新たな規制案を公表（7月28日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、10月21日を期限として、オペレーショナル・リスク管理に関する健全性基準案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 銀行、保険会社等（以下、「金融機関」）。
主要な原則	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、①自身のオペレーショナル・リスクを効果的に管理し、コンダクトとコンプライアンスのための適切な基準を設け、②甚大な混乱（severe disruptions）時においても重要なオペレーションを許容範囲（tolerance levels）内で提供し、③サービス・プロバイダの利用に関連するリスクを管理しなければならない。 金融機関は、不十分な、もしくは、機能不全の内部プロセスやシステム、人の行為もしくは不作為、あるいは、外部の要因やイベントなどから生じ得るオペレーショナル・リスクを特定し、評価し、管理しなければならない。 金融機関は、実行可能な範囲において、重要なオペレーションの混乱を回避し、混乱時において許容範囲内でオペレーションを継続し、混乱の収束後直ちに通常のオペレーションに戻ることができるようプロセスやシステムを適応させなければならない。 金融機関は、健全性規制を完全に満たし、また、関連するリスクを効果的に管理することができる場合を除き、サービス・プロバイダに依拠してはならない。
リスク管理の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、以下のものを策定し、維持しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - オペレーショナル・リスクの監視のためのガバナンスの取極め - 指標や限度を有するリスク・アパタイトに基づく、オペレーショナル・リスク・プロファイルの評価 - オペレーショナル・リスクの管理のための内部統制 - オペレーショナル・リスクの適切なモニタリング、分析およびレポート、ならびに、インシデントのエスカレーション・プロセス - 許容範囲内で混乱を特定し、管理し、対応するための方法を規定した事業継続計画（BCPs）の策定と定期的なシナリオ・テスト - サービス・プロバイダとの取極めの管理のためのプロセス オペレーショナル・リスクの管理は、金融機関の全体のリスク管理の枠組みやプロセスに統合されていなければならない。BCPsは、金融機関の財務コンティンジェンシー・プラン（再建計画）と整合的でなければならない。
取締役会の役割	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、①オペレーショナル・リスクの管理、および、自社のオペレーショナル・リスク・プロファイルをリスク・アパタイトの枠内に収める上で重要な内部統制の実効性を監視し、②BCPおよび重要なオペレーションの混乱に対する許容水準を承認し、③サービス・プロバイダ管理方針を承認し、重要なサービス・プロバイダ取極めに関するリスクとパフォーマンスにかかる報告をレビューしなければならない。
オペレーショナ	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、リーガル・リスク、規制リスク、コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスク、テクノロ

<p>ル・リスク管理</p>	<p>ジュー・リスク、データ・リスク、風評リスク等を含む、すべてのオペレーショナル・リスクを管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、事業および戦略計画プロセスの一環として、事業や戦略がオペレーショナル・リスクのプロファイルやオペレーショナル・レジリエンスに与える影響を評価しなければならない。これには、新商品、サービス、地理的要因、技術が与える影響の評価を含む。
<p>事業継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、①重要なオペレーションを定義し、特定し、そのレジスターを維持し、②重要なオペレーションに対する混乱の可能性や影響を最小限に留めるための合理的な措置を講じ、③信頼性の高いBCPを策定しなければならない。 重要なオペレーションは、金融機関もしくはそのサービス・プロバイダによって行われるプロセスで、許容水準を超える混乱が生じた場合、預金者や保険契約者、あるいは、金融システムにおける自身の役割に重大な悪影響を及ぼし得るもの。それには、支払い、預金の受入れと管理、カストディ、清算、決済、保険金支払い請求の処理、投資管理、ファンド管理等が含まれる。 金融機関は、重要なオペレーションそれぞれについて、①オペレーションに対する混乱を許容できる最大の期間、②混乱の帰結として許容できるデータの喪失の最大の程度、③混乱の期間中、代替的な対応で維持できるサービスの最低限の水準にかかる取締役会に承認された許容水準をそれぞれ定めなければならない。 金融機関のBCPは、①重要なオペレーションのレジスターと関連する許容水準、②混乱を特定し、計画を発動するためのトリガー、および、計画の発動においてリソースを割り当てるための取極め、③混乱時に重要なオペレーションを許容水準に留めるために採る行動、④コミュニケーション戦略等を含まなければならない。
<p>サービス・プロバイダ取極めの管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、重要なサービス・プロバイダを特定し、そうしたプロバイダとの取極めを管理するための手法を定めた包括的なサービス・プロバイダ管理方針を定めなければならない。その方針は、①重要なサービス・プロバイダのレジストリ、②重要なサービス・プロバイダとの契約、モニタリング、交代、契約解消の取極めに対するアプローチ、③重要なサービス・プロバイダに関連するリスクの管理に対するアプローチ等を含むものでなければならない。 重要なサービス・プロバイダは、金融機関に対して、リスク管理、中核のテクノロジー・サービス、内部監査、信用評価、流動性管理、住宅ローン仲介、保険引受、保険金支払い管理、保険仲介、再保険、ファンド管理、カストディアン・サービス、投資管理等のサービスを提供する者を含む。 金融機関は、重要なサービス・プロバイダのリストを毎年APRAに提出しなければならない。 重要なサービス・プロバイダとの契約の締結や更新の前に、金融機関は、①適切なデュー・デリジェンスを行い、②特定のサービス・プロバイダへの依存から生じるリスク（地理的なリスクや集中リスクを含む。）を評価し、③プロバイダがオーストラリアにおいてシステム上重要であるかどうかを評価するために適切な措置を講じなければならない。 金融機関は、すべての重要なサービス・プロバイダについて、法的拘束力のある取極めを設けなければならない。

インプリケーション：金融機関のオペレーショナル・レジリエンスの確保に必要な観点を網羅的にとらえた規制案であると考えられる。「金融機関は、健全性規制を完全に満たし、また、関連するリスクを効果的に管理することができる場合を除き、サービス・プロバイダに依拠してはならない。」という原則を示している点は、リスクを効果的に管理することができていないと認められる場合にどのような監督上の措置を講じるかも含め、今後の動向は注目に値する。

(出所) APRA 'APRA consults on new prudential standard to strengthen operational resilience'

H: EIOPA、2022 年上半期のリスク・ダッシュボードを公表 (8 月 1 日)

- 欧州保険・年金監督局 (EIOPA) が公表した 2022 年上半期のリスク・ダッシュボードは、保険セクターについて、「欧州の保険セクターのリスクの水準は、市場リスクは高まっているものの、概ねこれまでと変わらず。」と述べている。各リスクの概要は以下のとおり。

リスク	水準	傾向 (過去3か月)	アウトルック (今後12か月)	概要
マクロ・リスク	高	↘	↗	<ul style="list-style-type: none"> マクロ関連のリスクは、依然として主要な懸念材料である。グローバル・レベルでのGDP成長は2023年第2四半期までさらに低下すると予想される一方、主要国におけるインフレの見通しは高い水準にある。
信用リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクは、引き続き相対的に適度な水準にある。国債および金融機関の担保付債券 (financial secured bonds) のCDSスプレッドは低位にある。
市場リスク	高	↗	↗	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスクは、前回の評価時から増加している。債券市場のボラティリティが高まっているほか、不動産価格もわずかに上昇している。一般的な保険会社のエクスポージャーについて、債券は微減、株式は変わらず、不動産は微増。
流動性および調達リスク	中	→	→	-
収益性およびソルベンシー	中	↗	→	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の収益性およびソルベンシー・リスクの水準は中位にある。一般的な保険会社の資産運用収益は減少している。
相互関連性	中	↘	→	-
保険リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 保険リスクの水準は引き続き中位にある。損保の収入保険料は前年比で大きく増加した一方、生保の保険料収入は微減。
市場の見方	中	↗	→	-
ESG関連リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 気候リスクの水準は引き続き中位にある。保険会社は、グリーン・ボンドへの投資をわずかに増加させてい

				るものの、残高に対する純投資の割合はやや減少している。
デジタルおよびサイバー・リスク	高	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> デジタルライゼーションとサイバー・リスクは高い水準にある。

インプリケーション：保険会社の健全性について、年初からの金利上昇のトレンドを受け、生保のソルベンシー・ポジション（SCR比率）は上昇していること、また、損保の保険料について、過去1年間上昇傾向にあること、がそれぞれ示されている。金融庁は、2022年7月の保険業界との意見交換会において、「金融環境の変化が、マクロ経済ひいては保険会社自身に及ぼす様々な影響についてフォワードルッキングに分析し、適切なリスク管理を行うことが重要である」等とのメッセージを発信しており、マクロおよび市場リスクに対する見方はEIOPAのそれと近いものであると思料される。

（出所）EIOPA ‘Risk Dashboard shows overall resilient insurance sector even as macro, market and cyber risks abound’

I: EIOPA、ORSA における気候変動リスクの分析に関するガイダンスを公表（8月2日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2021年12月に市中協議に付した⁴「ORSAにおける気候変動のマテリアリティ評価と気候変動シナリオに関するアプリケーション・ガイダンス」を最終化した。同ガイダンスは、EIOPAが2021年4月に公表した「ORSAにおける気候変動リスクの取扱いに関する意見」⁵を補完するものとなる。
- 同ガイダンスは、ORSAにおける気候変動リスクの取扱いに関する全般的な考え方のほか、「一般的なインサイト」として、マテリアリティ評価および気候変動シナリオにかかるハイレベルな目線を提供している。加えて、ダミー会社を用い、マテリアリティ評価とシナリオ分析のアプローチを例示している。「全般的な考え方」および「ハイレベルな目線」の概要は以下のとおり。

全般的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、ORSAにおいて気候変動リスクを以下のような文脈で取り扱うことができる。一つ以上の章において気候変動リスクを取り扱うことが好事例であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> - エグゼクティブ・サマリー：ORSAにおける気候変動リスクの取扱い、もしくは、気候変動リスクに関する主要な発見事項等を記載する。 - ビジョンと戦略：気候変動リスクとビジネス機会をビジョンや戦略と関連付けて記載する。 - リスク・アペタイトもしくはリスク・プロファイル：リスク・アペタイトやリスク・プロファイルの定義において気候変動リスクが特定され得る。 - リスクの評価：気候変動リスクは、標準フォーミュラにおいて取り扱われていないリスクとして特定され、また、それらのリスクの管理について検討され得る。 - シナリオ分析：気候変動リスクはシナリオ分析の一部となり得る。 - マネジメント・アクション：気候変動リスクに対応するためのアクションを示す。 - 結論：気候変動リスクに関する重要な発見事項を示す。
---------	--

⁴ 市中協議文書の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 18, 2021年12月～2022年1月）」記事Dを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202201_ins_regulation.pdf

⁵ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 10, 2021年4月～5月）」記事Cを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf

<p>ハイレベルな 目線</p>	<p>マテリアリティ評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険会社には、定性および定量分析を通じて気候変動リスクに対するエクスポージャーの重要性を特定することが期待される。 マテリアリティ評価は、①事業の定義（影響を受けるビジネス・ラインや保険・資産運用業務、時間軸等の観点から、気候変動リスクにさらされ得る文脈を定義する。）、②気候変動がビジネスに与える影響の調査（移行リスク、物理的リスクそれぞれが保険商品やバランスシートに与える影響を分析する。）、③ビジネスへの関連性の評価（気候変動リスクがバランスシートの資産および負債サイドに与える重要性を評価する。） 時間軸：気候変動の時間軸は、通常のビジネスの時間軸と異なり、例えば、短期は10年、中期は10年～30年、長期は30年以上と考えられる。現状のORSAにおける気候変動リスクの分析において勘案されている時間軸は5年以下である。また、活動によって時間軸は異なり得る。例えば、短期（5年：リスク・アパタイト、戦略および事業計画を策定する。）、中期（5～10年：新商品の利用可能性を検証する。）、長期（10年超）など。いずれにせよ、気候変動リスクの分析のための時間軸は、保険会社の長期的なコミットメントと整合している必要がある。 マテリアリティ評価のマトリクス：影響度、確率および時間軸の3つの側面から評価できる。気候変動リスク（物理的もしくは移行リスク）と影響を受け得るバランスシートの側面のマッピングもマトリクスにおいて可能。 <p>シナリオ分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、少なくとも2つの長期の気候シナリオ（EUのコミットメントと整合的な1.5°Cシナリオ、および、2°C超シナリオ）を検討することが期待される。 シナリオの影響度を評価するための指標として、①バランスシート（SCR比率、純資産（の変動）、特定の資産のストレス下での価値の変動、責任準備金の相対的な変動）、②収益性（損害率、P/Lへの影響）、③技術的な指標（損失額、主なエクスポージャー、移行リスクの影響を受ける資産の額、年次の発生頻度）、④直接的な指標（投資ポートフォリオのGHG排出量）などが考えられる。
----------------------	--

インプリケーション：本ガイダンスは、日本の保険会社がORSAにおける気候変動リスクの分析を高度化していく上で参考となるものと考えられる。今後は、監督上の期待に加え、好事例なども公表されることが期待される。

（出所） EIOPA ‘EIOPA publishes application guidance on how to reflect climate change in ORSA’

J: 星 MAS、サードパーティ・リスク管理にかかる監督上の期待を表明（8月5日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、いくつかの銀行を対象として、サードパーティ・リスク管理に焦点をあて、オペレーショナル・リスク管理にかかるテーマ別検査を実施し、その結果を踏まえ、監督上の期待や好事例、改善を要する分野などをまとめた情報ペーパーを公表した。なお、同ペーパーは、銀行に焦点をあてたものであるが、好事例はすべての金融機関が参照すべきものである、とも述べている。
- サードパーティ・リスク管理にかかる主な内容は以下のとおり。なお、同ペーパーは、外部委託ではない契約（non-

outsourcing arrangements。監査やアドバイザー・サービス等。）に関するガバナンスやリスク管理、経営陣への報告、デュー・ディリジェンスおよび継続的なモニタリング等にかかる監督上の期待も示している。

項目	監督上の期待
外部委託のガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、引き受けたリスクが自身の戦略やリスク選好に沿ったものであることを確保するため、外部委託契約（outsourcing arrangements）から生じるリスクに対する、十分な経営上の監督のための適切なガバナンスの形態と枠組みを構築する。 リスクベースのアプローチを採用するに際し、銀行は、自身の承認の枠組みが、既存および将来の外部委託契約からの重要性とリスクに関する経営陣の評価を容易にすることを確保する。外部委託契約の評価と承認を支援するプロセスは、十分に強固で実効的である。
外部委託に関する適切なリスク・アパタイトの設定	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、外部委託契約から引き受ける意思と能力があるリスクの性質と程度を定義するための、適切な戦略とリスク・アパタイトを確立する。
外部委託に関する経営報告	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、外部委託から生じるリスク・エクスポージャーの全体像を理解できる実効的なプロセスを確立する。外部委託のリスクの状況、傾向および懸念の監視を容易にするため、外部委託のリスク・プロファイル、外部委託にかかる重要な事項およびKPIsについて、定期的に経営陣に報告する。
デュー・ディリジェンス	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、新たな外部委託契約の締結および既存の契約の定期的なレビューのためのデュー・ディリジェンスとリスク評価のプロセスに関して、明確な要件を定め、また、包括的なガイダンスを提供する。
外部委託契約の統制の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、外部委託契約を締結する事業部門に対して実効的なチャレンジと監視を提供するため、サードパーティを十分に関与させた、外部委託契約の継続的なモニタリングと統制のための構造化された枠組みを構築する。
継続的なリスクのモニタリングと統制	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、外部委託先との関係を管理するために積極的であり、より高いリスクの契約にはより厳格な統制を適用する。外部委託契約の性質、重要性および複雑さは時間とともに変化し得ることから、継続的なモニタリングの枠組みは、そうした変化を勘案し、管理するために十分に強固なものであるべきである。

インプリケーション：本ペーパーは、シンガポールにおいても外部委託先の管理の重要性が高まっていることを示唆している。記事F（英国）およびG（オーストラリア）で取り上げている類似の規制との関係では、本ペーパーで示されている監督上の期待は、非常にハイレベルなものと見受けられることから、今後、より厳格な規制が策定される余地も十分にあるものと思料される。同国に拠点を持つ日本の金融機関は、本ペーパーで示された監督上の期待、および、そうした今後の見通しも踏まえ、現地拠点のサードパーティ・リスク管理の高度化を進めていく必要があると考えられる。

（出所）MAS ‘Operational Risk Management - Management of Third Party Arrangements’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事J)

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

